

# 選挙公営制度が 拡大されました

町議会議員や町長の選挙における、立候補に係る環境が改善されました。

町議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が解禁されるとともに供託金制度が導入され、町議会議員選挙及び町長選挙における候補者の選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成費用について選挙公営(公費負担)が次期選挙からできるようになりました。

## 選挙公営制度とは…

立候補者の負担の軽減及び立候補者の機会均等を図り、より多くの人の立候補意欲を高め、立候補しやすい環境整備を目指すため、選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

### ○選挙運動で頒布可能なビラの枚数

町議会議員選挙	町長選挙
不可→1,600枚（頒布解禁）	5,000枚（変更なし）

### ○条例に定める公費負担

候補者は立候補届出時に町選挙管理委員会に所定の届出をすることにより、選挙運動に要した次の費用について、条例に定める限度額の範囲内で町の公費負担を受けることができます。

- 1 選挙運動用自動車の使用
- 2 選挙運動用ビラの作成
- 3 選挙運動用ポスターの作成

### ○立候補時の供託金額

町議会議員選挙	町長選挙
なし→15万円（供託金導入）	50万円（変更なし）

※供託金没収点（町議選は有効投票の総数を議員の定数で除した数の10分の1、町長選は有効投票の総数の10分の1）に達する投票を得られない場合は供託金は没収となります。

## 条例に定める公費負担

### 1 選挙運動用自動車の使用 ※①、②いずれかを選択

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額
① 一般運送契約 (ハイヤー契約)		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(1日につき1台に限る)	各日について64,500円 ※合計5日間で322,500円以内
② その他の契約	ア 自動車借入契約 (レンタカー契約)	選挙運動用自動車として使用された各日の合計金額(1日につき1台に限る)	各日について16,100円 ※合計5日間で80,500円以内
	イ 燃料供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日あたり 7,700円 ※合計5日間で38,500円以内
	ウ 運転者雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額(1日につき1人に限る)	各日について12,500円 ※合計5日間で62,500円以内

### 2 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	作成限度枚数	限度額(単価)	公費負担の限度額
選挙運動用ビラ 作成費用	議員1,600枚 町長5,000枚	7円73銭	議員 7円73銭×1,600枚=12,368円 町長 7円73銭×5,000枚=38,650円

### 3 選挙運動用ポスターの作成

公費負担の対象	作成限度枚数	単価の限度額
選挙運動用ポスターの作成費用	掲示場数	$(541円31銭 \times \text{掲示場数} + 316,250円) \div \text{掲示場数}$ 【注意】1円未満の端数は1円に繰り上げます
<p>【参考】 掲示場数を113箇所とした場合  <math>(541円31銭 \times 113箇所 + 316,250円) \div 113箇所 = 3,339.98円 \rightarrow 3,340円</math>                      単価の限度額3,340円、作成限度枚数113枚、公費負担の限度額3,340円×113枚=377,420円</p>		

※上表1、2、3の合計(1人あたり公費負担限度額)

町議会議員選挙：712,288円 町長選挙：738,570円

ただし、供託金没収点に達する投票を得られない場合はこれらの公費負担を受けることはできません。